

## 公共施設保全計画の延伸について

### (1) 現行計画の策定経緯

国は「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、各自治体に対し、地方公共団体版の行動計画として「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。また、「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設ごとの具体的な計画として、個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、並びに対策の内容や実施時期を「個別施設計画」として策定することを求めました。

本市では、個別施設計画を「大和市公共施設保全計画」と称し、病院、下水道関連、ごみ処理関連施設を除く公共建築物全般を対象として策定しました。

### (2) 延伸の理由

大和市公共施設等総合管理計画の計画期間が令和7年度で満了を迎えることから、現状の課題や将来の見通しを踏まえて改定を行いました。その中で、複合化や多機能化、集約化、施設の廃止など、公共建築物の適正化の方針を具体的に定める新たな計画（（仮称）市有施設再配置計画）を数年以内にスピード感を持って作成していくこととなりました。

大和市公共施設保全計画は令和7年度で満了を迎えますが、（仮称）市有施設再配置計画との整合を図りながら、次期計画を策定する必要があるため、大和市公共施設保全計画の計画期間を3年間延伸することとなりました。

### (3) 延伸することで生じる現行計画の変更事項

計画の期間に関する内容以外に修正はありません。